

Information

お知らせ

大会（野球） 森吉球場
7（金）～9（日）県民体育大会兼国体バレーボール
予選大会 森吉総合スポーツセンター
9（日）・16（日）第52回鷹巣地区職場対抗野球
中央公園野球場
11（火）・12（水）チーム対抗卓球 鷹巣体育館
17（月）第2回北秋田市長杯ユニカール大会
鷹巣体育館

お知らせ

上杉あいターミナルパソコン講座～初級講習～

日 時 7月18、21、25、28日 8月1、4、8、11日
18：30～20：30
場 所 上杉あいターミナル 2階研修室
内 容 これから始めたい方や始めたばかりの人を対象に、基本的な操作方法からはじめます
受講料 1,500円(本代込み) 申込み 7月10日まで
◎申し込み・お問い合わせ
上杉あいターミナル ☎78-9290

『縄文土器づくり講座』

日 時 7月22日(土) 13：30～16：30
場 所 北秋田市中央公民館 1階ホール
対 象 小学生以上 定員 20人
小学校低学年生は保護者にご参加ください。
締 切 7月19日(水)17：00まで ※定員になり次第締め切ります
参加費 小・中・高校生は無料、一般500円以上(粘土1kg500円)
持 参 エプロン・新聞紙5～6枚・筆記用具・ぬらす
タオル1枚・ビニール1枚(風呂敷大)
その他 土器は野焼きをして完成となります。
野焼きは8月19日(土)を予定しております。

『パン作り講座』

日 時 7月19日(水) 9：30～13：00
内 容 パン2種類ほか
会 場 北秋田市中央公民館 調理室
対 象 一般 定員 16人
申込期間 7月3日(月)～11日(火) 8：30～17：00
但し、申し込み多数の場合は抽選となります。
参加費 材料代 700円程度
持 参 エプロン・三角巾・筆記用具◇
上記2講座とも申し込み・お問合せ
北秋田市中央公民館 ☎62-1130・FAX62-1669

平成20年春季開催
第59回 全国植樹祭
テーマ「手をつなごう 森と水とわたしたち」
会場 北秋田市「県立北欧の杜公園」

公民館

北秋田市中央公民館 ☎62-1130
【7月のロビー展】パッチワーク花みずきグループ
7・1（土）「トライあんぐる」 9:00～12:00
◆七夕飾りを作しましょう!!
2（日）「思い出の歌喫茶ひまわり」14:00～16:00
合 川 公 民 館 ☎78-2114
【ロビー展】合川水墨会（3～24日）
7・2（日）七宝焼き講座 13:00～16:00
17（月）合川婦人祭 10:00～15:00
森 吉 公 民 館 ☎72-3259
【サロン展】森吉公民館写真展（～31日）
7・5（水）昔のおやつ作り教室 13:30～15:30
H u l aを試さナイト 19:00～20:30
（フラダンスの短期講座）
5（水）・12（水）・19（水）
ユニカール教室（森吉地区）10:00～12:00
7（金）映画教室 17:30～21:00
「ドラえもん」・「ワンピース」
ガーデニング教室 14:00～15:30
7（金）・14（金）健康ヨガ教室 19:00～20:30
14（金）絵手紙教室 10:00～12:00
阿 仁 公 民 館 ☎82-2220
【ロビー展】樹脂粘土フラワー講座
7・3（月）いきいきスポーツ 10:00～12:00
10（月）ユニカール教室 13:30～16:00
13（木）男の料理いろは 9:30～13:00
16（日）爽やかにウォーキング 7:30～16:00

文化会館

7・2（日）大館北秋田吹奏楽連盟合同発表会 10:00～
15（土）おはなしでてこい 14:00～
17（月）映画「ドラえもん」・「ワンピース」
一 般 1,500円（割引1,300円）
学 生 1,200円（割引1,000円）
小学生 1,000円（割引 800円）
①10:00～②13:30～
18（火）映画「明日の記憶」
料金は前日と同じ
①14:00～②16:30～③19:00～

スポーツ

7・2（日）社会人バレーボール大会 鷹巣体育館
第30回壮年ソフトボール大会
河川緑地野球・ソフトボール場
2（日）・8（土）・9（日）第6回選抜OB森吉

Information

お知らせ

あなたの家にも必要です

住宅用火災警報器

住宅（共同住宅を含む）に住宅用火災警報器の設置が法令により義務付けられました。

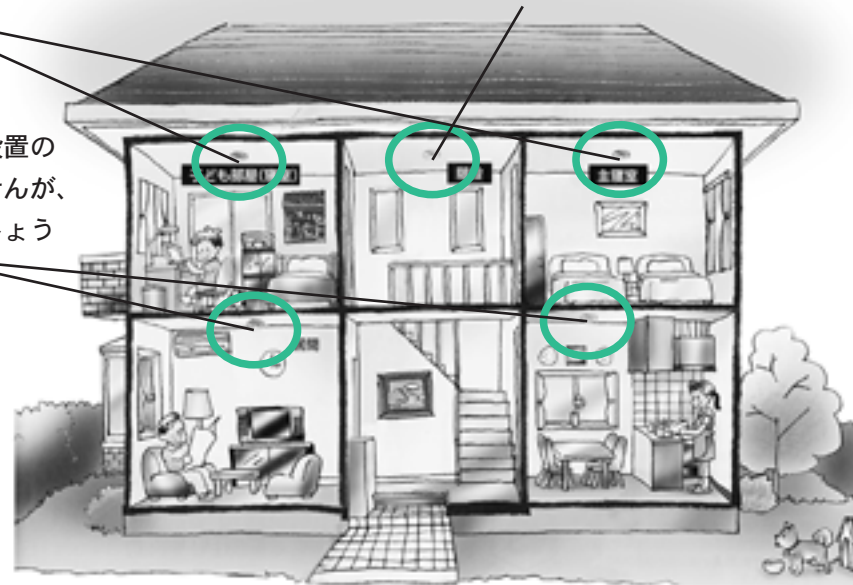
これは、建物火災の死者数の9割は住宅火災、そのうち7割が「逃げ遅れ」によるもので、火災の早期発見が重要であること、また、今後迎える高齢化社会とともに住宅火災による死者数の増加が懸念されていることなどから、平成16年6月に消防法の一部が改正され、これに基づき北秋田市火災予防条例が改正され、住宅用火災警報器の設置が義務付けられたものです。

既存住宅	新築住宅
平成23年 5月31日までに 設置しなければ ならない	平成18年 6月1日から 設置が義務化

就寝に使用する部屋に
設置が必要です

寝室が2階にある場合は、
階段にも設置が必要です

台所や居間は設置の
義務はありませんが、
設置に努めましょう



壁掛け用（音声）

天井用（警報音）

住宅に「火災警報器」が必要になった理由

全国の住宅火災による死者数は、近年、増加傾向で推移し、建物火災による死者数の約9割に及んでいます。特に死者の過半数以上が高齢者であることから、今後、高齢化の進展により更に増加するおそれがあります。このことから焼死者をなくすため「火災警報器」の設置が義務付けられました。

販売価格は？

・煙を感知した時に警報音で知らせるタイプは1個6千円前後
・音声で知らせるタイプは1万円前後

購入の際には「NSマーク」の付いた商品

国の技術基準に適合し、日本消防検定協会に合格した製品には「NSマーク」が付いています。購入の際は必ず確認してください。



また、設置義務化を契機として、適正な価格での販売や無理強いをする販売員に注意してください。

火災警報機は「クリーニングオフ」の対象となります。不審に思ったら消防本部へ連絡ください。

◎お問い合わせ 北秋田市消防本部
☎62-1119